

年次	軍海軍											
	宮城	愛知	大阪	東京	廣島	熊本	愛知	大阪	廣島	熊本	東京	廣島
明治二十一年	-	-	-	七	八	-	-	-	-	-	-	-
明治二十二年	-	-	-	一〇〇	一〇〇	-	-	-	-	-	-	-
明治二十三年	-	-	-	四三	四三	-	-	-	-	-	-	-
明治二十四年	-	-	-	五四	五四	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	二〇〇	二〇〇	-	-	-	-	-	-	-

第五二 憲兵救護

救護種別	憲兵											
	東京	宮城	愛知	大阪	廣島	熊本	東京	宮城	愛知	大阪	廣島	熊本
盜難	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盜ニ傷セラレシ人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
途上發病者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
迷兒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
棄兒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
變死セントセシ人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺サレントセシ人及傷セラレシ人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
發狂者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
醉倒者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火セラレントセシ家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出火セントセシ家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

明治二十六年

年次	軍海軍											
	宮城	愛知	大阪	東京	廣島	熊本	愛知	大阪	廣島	熊本	東京	廣島
明治二十一年	-	-	-	二	二	-	-	-	-	-	-	-
明治二十二年	-	-	-	二	二	-	-	-	-	-	-	-
明治二十三年	-	-	-	二	二	-	-	-	-	-	-	-
明治二十四年	-	-	-	二	二	-	-	-	-	-	-	-
明治二十五年	-	-	-	二	二	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	一〇	一〇	-	-	-	-	-	-	-

第五三 軍法會議職員

官職	管						合計
	第一	第二	第三	第四	第五	第六	
官職	第一	第二	第三	第四	第五	第六	合計
判士長	三	三	二	四	三	二	一七
判士	三	二	二	四	三	二	一七
理事	三	二	二	四	三	二	一七
理事補	三	二	二	四	三	二	一七
備録事	三	二	二	四	三	二	一七
合計	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一〇〇

明治二十六年十二月三十一日

第五四 軍法會議處理件數及人員

軍法會議種別	前年ヨリ越高本年新受合						計
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	
高等	三	三	三	三	三	三	一八
輕罪	四	四	四	四	四	四	二二
合計	七	七	七	七	七	七	四〇

明治二十六年

軍法會議	第一師管		第二師管		第三師管		第四師管		第五師管		第六師管		屯田兵		總計		明治二十五年
	輕罪	重罪	輕罪	重罪	輕罪	重罪	輕罪	重罪	輕罪	重罪	輕罪	重罪	輕罪	重罪	違警罪	計	
前年ヨリ越	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
本年新受	三	三	六	六	三	三	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一、五八七
合計	六	六	七	七	四	四	二	二	三	三	二	二	二	二	二	二	一、八〇四
決管	五	五	九	九	四	四	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一、七八七
轉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
違	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
死	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
人員	九六	九六	一六	一六	二八	二八	一五	一五	二五	二五	一	一	一	一	一	二四四	
亡未	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
決	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四

表中人員ノミアリテ件數ナキモノハ他ノ重輕罪ト一事件ノモノナリ

同	同	同	同	同
二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	同
二八三	二四七	四〇一	四〇四	同
二八九	二五四	四〇九	四〇七	同
一、六〇四	一、六九三	一、八五四	一、五七〇	同
一、九二一	一、八六七	二、〇七二	一、七〇八	同
一、八八七	一、九四〇	二、二五五	一、九七四	同
二、二一〇	二、二二一	二、四八一	二、二一五	同
一、六三六	一、六三六	一、九四四	一、五五二	同
一、九三八	一、八〇九	二、二二一	一、六八五	同
八	一〇	九	一三	同
一九	二二	一一	一三	同
九	一一	五	八	同
九	一一	五	八	同
二四四	二八三	二四七	四〇一	同
二四四	二八九	二五四	四〇九	同

第一五五 軍人軍屬犯者刑名及罪狀 (\*ハ服役前ノ犯罪) 明治二十六年

罪	罪狀	陸軍		刑法		普通		刑罰		法	
		重	輕	重	輕	重	輕	重	輕	重	輕
死刑	抗暴行命	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
徒	陸軍										
無期	陸軍										
有期	陸軍										
無期	陸軍										
有期	陸軍										
懲	陸軍										
重	陸軍										
役	陸軍										
輕	陸軍										
重	陸軍										
禁	陸軍										
輕	陸軍										
重	陸軍										
鋼	陸軍										
計	陸軍										
重	陸軍										
輕	陸軍										
鋼	陸軍										
罰金	陸軍										
拘留	陸軍										
科料	陸軍										
計	陸軍										
合計	陸軍										

陸軍 軍人軍屬犯者刑名及罪狀